

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
第 61 回電力・ガス基本政策小委員会

日時 令和 5 年 4 月 27 日 (木) 17 : 30 ~ 19 : 52

場所 オンライン開催

○吉瀬室長

それでは定刻となりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会、第 61 回電力・ガス基本政策小委員会を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の小委員会につきましても、オンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っておりまして、そちらでの傍聴も可能となっておりますので、よろしく願いをいたします。

本日ですけれども、松橋委員、村木委員、四元委員におかれましては、ご欠席のご連絡をいただいております。また、秋元委員におかれましては、途中からのご参加とのご連絡をいただいております。

なお、本日もご出席いただいております本委員及び臨時委員の方の数は定数を満たしております。

それでは、以降の議事進行は山内委員長にお願いいたします。

○山内委員長

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいりますけれども、今日の議題は五つです。最初は自由化の進捗状況。それから 2 番目が、不祥事案の関係ですね。それに関して、3 番目で、規律の在り方とか、消費者の選択肢と安定性という問題。それから 5 と 6 は供給サイドで、電力需給の動向等、それから供給力の確保という問題です。

幾つか関連している議題があるので、場合によってはまとめてご議論させていただきます。

それでは、まず議題の 1 ですね。これは自由化の進捗状況ですけど、事務局より資料の 3 についてご説明をお願いいたします。

○吉瀬室長

それでは、資料の 3 に基づきまして、電力・ガス小売全面自由化の進捗状況についてご報告を申し上げます。

定例のものでございますけれども、まず 3 ページをご覧ください。

電力につきまして、新電力のシェアの推移でございます。今回、前回の 1 月からのアップ

データという、最大のところは一番最後の3か月分というところがございますが、グラフをご覧になりますとお分かりいただけますように、低圧及び高圧におきまして、新電力のシェアが上昇傾向に戻っているというところが最大の特徴かと思われまます。JEPXのスポット市場価格が大きく下がり始めたのは年が明けてからでございますので、また3か月後には新たな傾向が見られるかというふうにも思っておりますが、今後、国際的な燃料価格とかスポット市場価格にもよるところもあろうかというふうに思っております。

4ページ目、5ページ目辺りは、それを地域別にブレイクダウンしたような形になっております。すみません、説明は割愛をさせていただきたいと思ひます。

8ページ目でございますけれども、小売電気事業者の登録数でございます。前回に引き続きましてでございますが、微減という形になっております。

さらに9ページ目では、供給実績のある小売電気事業者数の推移ということでございますけれども、こちらについても、長期トレンドで見ればもちろん増加でございますけれども、足元では微減という形になっております。それを都道府県別でブレイクダウンをしたこの後の数ページも適宜ご参照いただければというふうに思ひます。

14ページ目、スポット市場価格の推移でございます。先ほど申し上げましたけれども、昨年の、一昨年からですかね、上昇が始まっております、高めの水準で推移してございましたけれども、年が明けたぐらいから下降傾向に入り、3月に入った辺りから10円を割るといったような水準になってきているということでございます。

15ページ目はJEPXのスポットの全供給量に占めるシェアでございますけれども、引き続き40%程度で推移をしているという状況でございます。

1ポツの電気については以上でございます。

○野田室長

続きまして、16ページ以降、ガスの進捗状況についてご報告をいたします。

18ページからご覧ください。家庭用の都市ガス小売への参入ということでございますが、西部ガスの区域に、新たにエルピオが事業を予定しているということでございます。既にほかの地域でも事業を展開し、小売事業を行っているということで、今回西部ガスの地域に申請が来ておるところでございます。

20ページまで飛んでいただきまして、家庭用のスイッチングの件数の地域別の状況でございますけれども、最近は大体5万件台で推移をしているということで、大きな動きはないということかと思っております。

22ページをご覧ください。地域別にスイッチングで、特にみなし小売への戻りの状況はどうかということを見たのがこの表でございますけれども、右側のグラフでございますが、中部・北陸地域のところで、みなし小売への戻りの割合というのが最近は上がってきているということかなと思ひます。

21ページに戻っていただきまして、全体、毎月5万件台のスイッチングのうち、黄色で

示した部分がみなし小売へのスイッチング、戻りでございまして、緑色が新規小売へのスイッチングということでございます。

25 ページに飛んでいただきまして、家庭用の販売量に占める新規小売の割合ということでございます。ここも大きなトレンドの変化はないということかなと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。自由化の進捗状況についてでございます。大きなところで、電気のみなしの価格が少し下がったので、ちょっとその変化が出てきたかというところですけど、これについてご質問、ご意見があればご発言願いますが、いつものようにチャットで発言希望というふうに、こちらでお知らせください。

どなたかいらっしゃいますでしょうかね。いかがですか。よろしいですか。

何かありましたら、それでは後ほど、今日は議題が多いですから、またお知らせいただくことにして、議事を進めさせていただきます。

それでは議題の2番目と3番目ですね。これは関連していますので、まとめてお願いしたいと思います。資料の4と5、これを事務局からお願いいたします。

○吉瀬室長

それでは、まず資料の4からご説明をさせていただきます。

大手電力における不祥事案に係る課題と対応の方向性についてでございます。

2ページ目には、前回お示した資料で、今回、特定関係事業者との関係、あるいはその小売の競争促進の観点についても、次回以降、議論を深めることとしたいとさせていただいておったところでございます。

3ページ目でございますけれども、これまでの対応や議論の振り返りと課題の全体像ということで整理をさせていただいております。二つ目のポツにございますけれども、今回の一連の事案を通じて浮き彫りになった課題は、送配電の中立性・信頼性の確保のための情報管理の不備やコンプライアンス・ガバナンス体制の不足と、小売電気事業者間の競争の一層の強化とその環境の整備ということで整理をさせていただいております。

その上で、本日ご議論いただきたい中身については、そのまま先に進んでいただきまして、8ページでございます。前回、情報管理の適正化について、あるいはその実効性確保のためのメカニズム・ガバナンスについてご議論いただきました。本日は、この一連の事案を踏まえて必要となる制度的な対応についてご議論をいただきたいというふうに思っております。さらに、小売電気事業者間の競争の一層の強化とその環境整備について、従来以上に各エリアでの競争の一層の強化を実現するための環境整備の方向性について、ご議論をいただければと考えております。

その後、数ページは前回の資料の再掲でございますので、割愛させていただきますけれども、

適宜ご参照願います。

13 ページ目からが本日の議論でございまして、まず1番目に、送配電による顧客情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた制度的な対応についてでございます。

14 ページ目ですけれども、前回ご議論いただいたのが、このオレンジの色味の部分ということでございますが、本日、それをさらに外部から点検・確認するメカニズムで、さらには規制・制裁によってその確実性を担保するための仕組みについてご議論いただければと思っております。

さらに、次のページに行っていただきまして、15 ページでございますけれども、外部からの点検・確認メカニズムにつきましてでございます。二つ目のポツにございますけれども、社内の取組の実効性を担保するためにも、客観的・専門的に点検・確認する外部の仕組みということが必要ではないかということで、これも、これまでのご議論の中でも出てまいりましたけれども、それをより具体的に案として考えてみますと、その下に〈対応策（案）と論点〉という形で挙げさせていただいておりますけれども、一つは、電力・ガス取引監視等委員会において、先般、既に議論が行われるところでございますが、行為規制監査を行う総合監査室を新設し、新たに監査体制、監査機能を強化していくという議論が行われているところでございます。

また、業界団体として、送配電網協議会さんがいらっしゃいますけれども、コンプライアンス委員会におきまして、各社の取組の横断的な確認・比較という活動を始められているというふうに承知をしておりますけれども、こうした取組をさらに仕組み化するということは考えられないかということの一つの対応策の案ということで考えさせていただいております。

また、これも前回もご指摘ございました、システム監査を含めた外部専門家の対応です。これは前回の議論のオレンジの領域でも、ある種、社内の枠の中に入れていただく外部専門家というところもございまして、今回、そのさらに外側から、外部専門家による対応というものをより実効性の高い形で知見を活用するためにどういった方策がよいかといった点が、対応策と論点というところかと思っております。

続いて16 ページ目でございます。これまでの一連の対応の中で、先般4月17日には、業務改善命令というものを出したわけですが、現行の電気事業法におきましては、この禁止行為の変更・停止命令、あるいは業務改善命令のほかには、許可／登録の取消しという手段が行政処分としては法定をされているところでございます。これらの処分の類型で十分かどうか。あるいは、さらに追加すべきものがあるかというところが、一つ大きな論点かと考えております。

参考としてですけれども、例えば特定商取引法といったような他法令の例を見ますと、業務の全部または一部の停止命令というような行政処分の類型がございます。こういったものを新たに設けるということも考え得るだろうというふうには思っております。一方で、そこに書いておりますけれども、特定商取引法の場合と少し異なるのは、違反行為とそれに対

する制裁の内容の対応関係というところは、今回のケースを鑑みますと、情報の漏えい、あるいは不正閲覧ということと、その業務の停止といったようなものというのがどういう関係に立つかというところは少し精査を要するところかというふうに思うところでございます。

また、特定関係事業者（小売）を業務停止命令で仮に停止させるとした場合も、全部または一部というような他法令の例があるわけでございますけれども、どういった業務を停止させるということが考え得るだろうかということが検討の論点になるかと思っております。

続いて17ページでございますけれども、罰則の関係でございます。電気事業法における、現行法における罰則といたしましては、命令違反に対する300万円以下の罰金と、いわゆる間接罰のみが規定されているところでございますけれども、こうした罰則の強化、あるいは直罰というものを措置するということも考えられるかと思えます。ただしと書かせていただいておりますけれども、他方、その検討をするに当たっては、同様の保護法益を有している他法令とのバランス、あるいは同様に秘密情報の保護、あるいはその侵害行為の禁止というものを定めている他法令の関係というような精緻な検討が必要だろうというふうに考えておるところでございます。

(3)で、その他の規律として、禁止行為、体制整備義務ということを挙げさせていただいておりますけれども、これは特に特定関係事業者である小売でございますが、今回の事例のように、システム上の不備があることを知りながら閲覧を続けていたということが不適切な行為であることは間違いのないわけでございますけれども、これについて禁止行為の追加、あるいは体制整備義務の追加といったような制度上の措置が考えられるわけでございますけれども、こうした措置が有効かつ必要と考えられるかという点でございます。ご意見をいただければありがたいというふうに思っております。

以上が、まず一つ目の論点でございます。続きまして二つ目、小売電気事業者間の健全な競争の一層の強化と環境整備ということで、25ページ以降になります。

26ページは、まず先般、公正取引委員会から命令がございましたカルテル事案ですけれども、それを踏まえた法令等遵守のために経済産業省から行政指導をしているところでございます。

それに対して、27ページでございますけれども、各社におきまして、各社のコンプライアンス委員会であったり、あるいは外部弁護士の確認やアドバイスなども踏まえて、様々取組の方向というものが報告されてきておるところでございます。今後、このカルテル、独禁法の関係につきましては、とりわけ各社における法令等遵守を徹底するということが重要であろうというふうに考えておるところでございます。

その上でございますが、29ページ以降が本日の議論の中身でございます。小売電気事業者間の競争促進についてということでございます。この一つ目のポツに挙げさせていただいておりますけれども、まさに不正閲覧、あるいは営業目的で使用といったような事案、

あるいはカルテル事案など、反競争的な行動が大手電力において発生していたことが判明をしたわけでございます。

一方、これとはまた別の話でございますが、昨今の国際燃料価格、あるいはスポット市場価格の高騰の局面において、逆ぎやの供給も生ずる中で、需要家を手放すという、ある種、逆競争行動に出る小売電気事業者が見られたというところも発生した事象ということでございます。また、現在プロセスが進められておるところでございますが、規制料金が燃調上限に到達をした結果、赤字供給の中で新電力との競争環境をゆがめるという、そういう事態にも至っていると。こういう様々な事象、あるいは状況の変化というものが現在起きているわけでございます。その中で、そのスポット市場依存の新電力の体質といったような事業継続の不安定化であったり、あるいはそれが結果的に大手電力の独占への回帰というものにつながりかねない状況ということが顕著になってきているかと考えております。

したがって、こうした事象や変化を踏まえた小売電気事業者間の健全な競争促進ということのために、電気の調達面からは競争と安定を両立する市場・取引環境の整備、また需要家との関係においては、需要家が魅力的・安定的な電気料金サービスを選べる事業競争環境の整備といったものが改めて求められているということではないかと考えておるところでございます。

この一つ目の点について、次の30ページでございますけれども、少し過去の経緯も含めてトレースをした形で資料にしておりますが、もともとそのスポット市場も、スポット市場から電力を調達するという形で参入をされる新電力が多数いたわけでございますが、そうした中でシェアは上昇してきたわけでございます。一方で、先ほど申し上げたように、その燃料価格、あるいはスポット市場価格が高騰する中で、そうした形での電源調達におけるリスクも顕在化をしてきたということかと思えます。

一方で、一番下のポツでまとめておりますけれども、卸電力市場における取引拡大のための施策に加えて、ベースロード市場の開設であったり、あるいは大手電力による内外無差別な卸売に関するコミットメントなどの施策を進めてきた結果、大手電力から新電力への卸売の量は大幅に増加をしてきているということだと思っておりますし、その内外無差別な卸売に関しましては、オークション形式の取引、あるいはブローカー経由の取引等、新たな、様々な取引形態が出現をしてきているということが、まず前提認識としてございます。

その上で、31ページでございますけれども、他方で、この内外無差別な卸取引における契約期間というものは1年というものが太宗を占めているというふうに認識をしておりますし、あるいはオークションを行う場合においても、転売禁止条項であったり、あるいはそのエリアにおける需要を持つ小売電気事業者のみの販売といったような検討をすべき論点も出てきているというふうに考えております。スポット市場の価格に応じて事業を拡大・縮小するというような形ではなく、長期を見据えて安定的に事業展開を行う、そういった小売電気事業者様を増やしていく上では、より長期的な取引も含めた競争力の高く安定的なポートフォリオの構築というものが重要というふうに考えておりますし、それはまた発電事

業者にとっても望ましいことだということだと思っております。

このような観点から、どのような施策が考えられるかということですが、とりわけ大手電力が電源の太宗を占めている現状におきまして、電源アクセス改善のために、取引のプロセスであったり、条件、あるいは契約期間といったようなものがどうあるべきかということでご意見をいただければと思っております。また、長期取引を含めた競争力の高く、安定的なポートフォリオの構築ということを、より透明性、公正性を高くして行うという観点から、発電・小売事業の運営上の規律や仕組みといったものを含めてどういう、その在り方がどうあるべきかという点も検討を要するところかというふうに思っております。

この議論は、これまで、必ずしも今回の一連の不正事案の対応という前から、競争と安定を両立する卸売というもので議論させてきていただいておりますけれども、それをさらに、今回のような事例を踏まえて、加速、深掘りをしていくということでご考えておるところでございます。

その後、しばらく参考関係の資料を添付させていただいております。

続きまして、38 ページからが論点の2ということですが、これは需要家サイドから見たときに魅力的・安定的な料金やサービスを選べる環境の整備ということでございます。引き続き、現状、各エリアにおける大手電力のシェアは7割～9割程度という状況でございます。先ほど申し上げたように、エリアの大手電力のシェアの再拡大というものが結果的に生じてきているわけですが、内外無差別、先ほど申し上げたような、卸売をしながらということに関連してくるところでございますが、単純な価格面だけではなく、再エネといったような電源の種類の問題、あるいはデマンドレスポンスを含めて、需要家にとって魅力的なサービスを提供し得る様々な小売事業者が競争を行って、多様なメニューを選択できるということが重要でございますし、その際、一定程度、やはりエリア内に有力な競争者が現れるということも重要だろうというふうに思っているところでございます。

したがって、先ほどの調達面の話とも相まってでございますが、需要家が適切に選択することができて、その需要家が求める小売事業者が継続的に事業を実施できる環境をどう作っていったらいいかということを考えていきたいと思っております。

また、需要家への情報提供ということは、これもまた、もともとこの一連の不正事案とは別途のものとしても、需要家への情報提供の在り方ということでご議論させてきていただいておりますし、この後、資料5でご説明申し上げますけれども、その説明義務の内容の見直しといったものもそうですし、あるいは政府としても、情報提供の充実化も含めて、引き続き深掘りをしていくことが必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

また、かねてからご議論がございます小売電気事業者のリスク管理といったような点についても、引き続き必要、重要ということですが、有力な競争者をつくり出していくという観点から、どのようなことが考えられるかといった点が論点になろうかと思っております。

最後に、40 ページ目から、一般送配電事業の在り方ということでございますが、41 ページをご覧くださいまして、今回もともと情報漏洩・不正閲覧事案につきましては、一般送配電事業者の情報管理の不備というところが出発点だったわけでございます。もともと一般送配電事業の在り方ということについて、事業の在り方そのものについては様々な指摘があったところでございますけれども、この一般送配電事業自体は、電気の供給、安定供給の中核を担うという、そういう部門として許可制を維持するなどの下で、これまで制度が推移をしてきています。また、そういう中で、そこに（１）、（２）、（３）と掲げておりますけれども、電源のネットワーク利用の公平性確保、広域的な電力供給システムの構築、大規模災害への迅速な対応と、こういった送配電部門の重要な課題に対して、一つ一つ必要な対応をしてきているというところと認識をしております。

42 ページ以降、それぞれについてのこれまでの進捗ということを挙げさせていただいておりますけれども、とりわけ東日本大震災後の電力システム改革において、再エネの系統接続というところというのが非常に大きな論点であったわけでございます。これは経緯をばあっと書いておりますけれども、とりわけ後半のほうに書いてございますように、送電線の運用ルールの変更であったり、あるいは想定潮流の合理化といったようなこともございますし、特に 2021 年からは、混雑時の出力制限を条件に接続を可能とする「ノンファーム型接続」を基幹系統から開始ということでございます。これによって、契約の申込みが、非常に大きな規模のものが今、受付可能というような状況になってございまして、再エネ電源の接続という観点については、かなり大きな進展が得られているということだと思っております。

その後、少し参考資料が並んでおりますけれども、続いて 48 ページでございます。この広域的な電力供給システムの構築というの、東日本大震災における一つの教訓ということでございましたけれども、2015 年に電力広域的運営推進機関を創設したところから始まりまして、需給逼迫時にエリア間の融通指示、あるいは全国大での需給管理というところ議論が進んできている状況になっております。さらには、下から 2 番目ですけれども、再エネの大量導入に必要な系統整備を計画的に進めるために、今年、全国大の送電網の中長期的な絵姿を示すマスタープランというものも策定をしたと、そのような状況でございまして、さらに、その系統増強費用の負担についての全国大での費用回収を行うスキームの導入といったような形で、かなり広域的な電力供給システムというものが進展をしてきたというふうに評価できるのではないかと考えております。

また、53 ページでございますけれども、大規模災害が近年増加をしてきたわけでございますけれども、そういう中でも一般送配電事業者におきましては災害に備えた連携計画を共同して作成ということをやっておりますし、さらには発電小売事業者との連携といったもので、グループ一体で迅速な災害への対応というものをしてきたということだと思っております。

また、その次でございますように、被害の迅速な把握のための技術の活用といったような

ことも進んできておりますし、この被災した一般送配電事業者、あるいはその被災事業者に対して、その災害と復旧費用についての全国的な相互扶助の制度の仕組みと、こういったものも整備が進んでくる中で、大規模な災害への対応の体制が整ってきたということだと考えております。

続きまして、57 ページでございますけれども、今申し上げましたように、もともと電力システム改革の精神の下で今のようなことが大きな課題であったわけですが、それぞれのテーマについて大きな進展が得られてきたということだと思っております。そういう一般送配電事業において、今般明らかになった一連の不正事案というものは、その趣旨を、電力システム改革の趣旨を著しく損なうということでございます、厳しく対応していく必要がございますけれども、今までに申し上げたような顧客情報の管理の適正化、あるいは実効性確保のメカニズム導入ということが一つございますし、また、小売電気事業者間の競争促進策と併せて速やかに進めていくということが必要だというふうに考えておるところでございます。

ちなみに、なお、一般送配電事業者の中立性を高めるために、所有権分離を行うべきというご意見も世の中においてあるというふうに承知をしておりますけれども、今回の一連の事案への対応として、この所有権分離を行うことの必要性については、我々としては慎重に検討をしていく必要があるということだというふうに認識をしておるところでございます。

資料4につきましては以上でございます、続きまして、資料5についてのご説明をさせていただきます。

こちらは、これまで情報提供の充実化ということでご議論いただいていたところですが、今回の議論とも関係してまいりますので、続けてご説明をさせていただきます。

2 ページ目にお示ししておりますように、小売電気事業者の情報についての比較という観点を次のトピックとしておたわけでございますけれども、3 ページをご覧くださいまして、現在、小売事業者は700 者を超える中でございますが、需要家が事業者の選択を容易にするということもございまして、需要家に料金シミュレーションなどを提供する比較情報のプラットフォームが民間企業において進展してきているというところでございます。

どういう情報を比較しているかというところは、具体的な内容としてお示ししておりますけれども、料金シミュレーションの結果であるとか、あるいは想定される節約額・増加額、あるいは解約金・違約金の有無と、電源構成が含まれているケースもございます。さらには、契約申込みサイトへの接続というようなサービスを提供されている民間事業者もいらっしゃるというところがございます。

また、国において、我々は小売電気事業者のデータベースについて、法令上提出されている情報なんかを踏まえまして、基礎的な情報でありますとか、あるいは承継情報というものを公表して示しております、これも一つの比較情報プラットフォームとしての機能を果たしているという面があるかというふうには思っております。

ただ、次のページ、4 ページでございますけれども、最近、やはり料金メニューが多様化

してくる中で、こういった比較情報プラットフォームの民間事業者においても、需要家自身で様々な料金メニューを比較することは容易ではないわけですが、なかなかこれを簡単に示すということも、重要である一方で、なかなか難しい面もあるということかと思っております。今後、こうした中ということで、4ポツ目に書いておりますけれども、その料金メニューの多様化・複雑化と。あるいは、メニューの話だけではなく、やはり電源構成などを含めた脱炭素の潮流の中での位置づけ。さらには撤退のリスクというようなものも踏まえた上で、こういった情報が比較可能な形で提供されることが望まれるかという点についてご意見をいただければと思っております。

ただ、これも、すみません、先ほどの話に戻りますけれども、なかなかこの民間の比較情報プラットフォームの現状と比較した場合に、そういった、もう少し料金以外の様々な側面というものを追加していってもらいたいということが、ちょっとどこまで現実的かというのはまたあろうかと思えますし、そういう観点で国との役割分担というところも考えなければならぬかなというふうに思っております。

それで、5ページ目が、今後の取組方針（案）ということでございますけれども、もちろん民間の比較情報プラットフォームの発展ということも、我々として期待するところでございますが、一方で、やはり民間のということでございますので、全ての電気事業者を比較できるということでも必ずしもございません。もちろん、それ自体が、数が多過ぎるということで比較しづらいというようなことも含めて、民間の比較情報プラットフォームの使い道というか、役割というものはまた変わってくるかと思うんですけれども、そういったところがあるかと思えます。

一方で、国の比較情報のプラットフォームにおいては、ある種、網羅的に小売電気事業者の情報があるわけがございますけれども、その場合に、こういった追加的な要素を我々が情報プラットフォームに掲載することで、より有用にしていけるかということについてご意見をいただければというふうに思っておりますのでございまして、一つの案は、事業の運営状況というものを整理して情報提供してはどうかということがございます。

例えばということで、次のポツですが、小売事業の実態がない事業者さんであるとか、そういったものについて、その旨が分かるような表示をすることについて、どのように考えるかということ。また、GXといった大きな流れの中で、需要家自身にも意識を高めていただく必要がございますので、小売事業者が開示している電源構成に関する情報についても掲載をするであるとか、あるいは需給管理の方法など、小売事業者の特徴に応じた分類や表示といったことをしていくことについてどのように考えるかというところをご意見いただければと思います。

なお、こうした付加的な情報につきましては、見ようによっては特定の民間事業者のプロモーション、あるいはネガティブキャンペーンというように評価をされることがないように、事業者の同意ないしは申出に応じて掲載、表示をするという扱いにするということが一つの考え方かと思っておりますが、こうしたことについても、どのように考えるべきかと

いう点について、ご意見を頂戴できれば幸いです。

資料の説明については以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、議題の2と3ですね。これについて皆さんにご議論いただこうと思います。

不祥事関係の事案に対する課題ということで、制度的対応とかということがありますし、それから、さらに、小売の健全な競争、それから送配電の在り方ということでありまして、資料5では、小売電気事業者の規律として、消費者の選択肢と安定性ということであります。

どこからでも結構でございますので、皆さんのご意見を伺いたいと思います。資料の構成自体が、皆さんに問いかけるところはかなりありますので、ご意見をいただければというふうに思っております。いかがでございましょう。

あれですね、電取委、新川事務局長、じゃあ最初に発言していただけると、関係していると思いますので、よろしく願いいたします。

○新川オブザーバー

ありがとうございます。監視等委員会の新川でございます。若干補足的なご説明ということで発言をさせていただきます。

1点目の、送配電における顧客情報の漏えい、不正閲覧事案を踏まえた制度的な対応につきましては、電力・ガス取引監視等委員会として、対象の一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者に対して、4月17日付で業務改善勧告等を実施したほか、制度設計専門会合において再発防止策を議論しているところでございます。おととい25日の専門会合におきまして、各社における社内ガバナンス体制の構築について、各社における取組が基本としながらも、当委員会として、今後1年間で集中改善期間として、実地確認の実施や委員会による面談、意見交換など、処分の軽重に応じた頻度でモニタリングを実施した上で、取組状況の評価を行うとされております。

また、外部からの規律に関しましては、今日の事務局の資料4の15スライド目にも記載いただいておりますが、電取委事務局内に総合監査室を新設することとしたところでございます。本日の議論内容を踏まえつつ、監査機能や体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の、小売電気事業者間の健全な競争の一層の強化とその環境の整備につきまして、カルテル事案は、電力の適正な取引の確保の観点から極めて問題と考えております。当委員会としては、3月30日付で報告聴取を実施しまして、各社へのヒアリング等も行いつつ対応を検討中でございます。また、各社への対応と並行しまして、制度設計専門会合において、ガイドラインの改定や当委員会におけるモニタリングの強化等の議論も開始したところでございます。

本日の議論内容も踏まえつつ、検討を深めてまいりたいと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。補足的なご説明をいただきました。

それでは、牛窪委員からご発言ください。

○牛窪委員

牛窪です。聞こえていますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○牛窪委員

今もお話がありましたけど、P15 ですが、内部での改革に加えて、やはり資料にお示し
いただいたような外部からの点検確認メカニズムは必須だと思います。三つの主体をお書
きいただいておりますが、それぞれの主体が専門的知見を補完し合いながら高いレベルに
引き上げていくという形にするのかなと思っています。やはり、監視委さんが中心になって、
その体制整備と機能充実を進めるべきだと思いますが、やはり実効性がないと意味がな
いので、ケイパビリティとかマンパワーが求められると思います。特に、一番下に書かれて
いるシステムというのは、やはり専門知識が必要だと思いますので、そのあたりをどうやっ
て補強しながら実効ある形にするのかということがポイントなのかなと思っています。

業界や各事業者様も、対応策を心あるものにするためにやるわけですが、ルールベ
ースで改善策をずっと続けていると、そのうちやっぱりルールにあるからやっているとい
うことになってしまうおそれもありますので、本質的な今回の問題は何かということ
をしっかりと踏まえて、自立的な行動に昇華させていくような、そんな形で中と外から進め
ていくことが必要なのかなと思いました。

あと、後段でありました小売電気事業者間の競争促進については、資料にも書いてありま
したが、需要家側の電気料金に関する認識や知識が必ずしも厚くないということをしっか
りと踏まえた上で、考え方を整理する必要があるのかなと思っています。システム改革で
は、需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大することが目的とされてきましたが、足元の
事業環境において大切なのは、魅力的・安定的・継続的な電気料金のメニューを提供し、需
要家の満足度を高めるということだと思っています。それを実現するための手段として、
小売電気事業者における短期・長期を含めた多様な電源調達手法があるのかなと思います。

ご説明はなかったんですが、アンケートの結果がP35 とか 36 にあって、興味深いと思

って見ておりました。発電事業者にとって、発電した電気の在り方の検討ということで、10年以上の長期取引を望む傾向があるという結果がありました。これは、例えば我々みたいな金融機関の立場からすれば、安定的な収入が確保されているという観点で、ファイナンスをやる上では非常に重要な要素になるわけですけれども、一方で、小売電気事業者さんは必ずしもそこまでの長期の契約を望んでいないというのもあったと思いますので、電力産業全体を持続可能なものにしていく観点からは、需要家、小売、発電等、どれかにウエートを置くわけではなくて、やっぱり全体を俯瞰して、バランス感ある形でこうした議論を深めていくことが必要なのではないかなと思いました。

参考の資料も含めて、今日のご説明いただいてありがとうございました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。次は村松委員ですね。どうぞご発言ください。

○村松委員

村松です。聞こえていますでしょうか。

○山内委員長

はい、大丈夫です。

○村松委員

ありがとうございます。今回の資料のご説明、ありがとうございました。

資料の4で、1、2、3と項目を切っていておられますので、それぞれについてコメントさせていただきたい部分を申し上げたいと思います。

まず、1の制度的な対応で、先ほどの15ページ、こちら、新川様からもご説明、補足がございましたけれども、対応策と論点ということで、下のほうに、外部からの規律を加えることで実効性を上げるとお示しいただいております。こちらの取組については全くそのとおりで、ぜひ進めていただければと思うんですけれども、1点、私の理解がちょっと十分ついていないところがありまして、もし可能でしたら想定しているものを教えていただければと思います。

一番下の黒ポツで、外部専門家による対応（システム監査等）ということでお示しいただいております。この外部という意味が、全く会社の外側からの監査のことをおっしゃっているのかというふうに思ったんですけれども、監査におきましては、やはり法的な枠組みがあって、かつ、どのような基準に照らして監査を行うかという監査基準というのが必要になってまいります。通常、今、各電気事業者様におかれましては会計士の監査というのを受けていらっしゃると思うんですね。その中では、情報システムというのは当然監査対象になって

いるのですけれども、財務報告の適正性の観点というスコープでの見方になっておりますので、今回のような行為規制に関連した情報管理、情報システムの監査という目線は持っておりません。もし、今回のことにフォーカスを当てた情報管理、情報システムの監査ということになりますと、やはり、それに合った法的な枠組みですとか監査基準の整備というのが必要になってくるのかなと思って、こちらのほう、どこまでの枠組みで考えたらいいのだろうかと考えておりました。

まずは、お取組の進め方としては、社内の内部監査、こちらの質並びに範囲をきちんと広げて強化していくといったところが最優先かと思っておりますので、こういったところの強化に外部の方が入るとするのは非常に有効だと考えております。特に、独立した立場で意見を言うだけというよりは、指導的な立場で、こういうところを改善に向けて取組をしていきましょうというアドバイスも重要となってくると思っておりますので、外部の専門家が入るのであれば、内部の強化、ここからまずお取り組みいただくのがよろしいかと存じます。

続きまして、2番の、小売間の健全な競争について、27 ページですかね。カルテルを踏まえた法令等遵守の在り方について挙げていただいております。こちらのお取組、いずれも非常にもったもな話で、全てきちんとやっていただければと思います。少し視点として気になりましたのは、従業員の行う不正行為であれば、まさにここに挙げていただいているようなことが中心となって、抑止効果、予防的な対応ということができると思うんですが、一方で、一番問題となりがちなのが、マネジメント・オーバーライドの観点です。意図してか意図せざるかは分かりませんが、経営者による事案というのが生じてしまった場合というのは、今挙げていただいているような対応策では必ずしも予防できない、予防が十分に働かないということがございます。社外取締役の増員というのを挙げていただいておりますけれども、やはりそこは取締役会のガバナンス強化、社外取の方の増員強化というのがありますし、取締役会がそもそも有効に機能しているのかといったところで、こういったマネジメント・オーバーライドを防いでいく必要があると考えております。

続きまして、3番の一般送配電事業の在り方ということで、外的な規律の話を挙げていただいた後に、最後、これだけの、今までの過去の送配電事業者の方々の取組というのをまとめていただいて、最後に所有権分離というところで今後検討していくというふうにお示しいただきました、57 ページでしょうか。こちら、所有権分離という話については、拙速に結論を出すのではなくて、きちんと検討した上でということだと思います。中立性を高めるために、その方策の一つとして所有権分離というのがあるのは認識をしておりますけれども、数ある対策の中で、これが最も効果の高い手段となるのか。通常、いろいろな対策がある中では、効果が高くかつデメリットやコストの少ない手段から、しかも即効性のあるものから選んで実行するというのが一般的な対応だと思います。ですので、数ある施策の中で、これを行うことでの効果と、派生して生じるデメリットですね。これを的確に検討した上で、最終的な対応策に落とし込んでいくことになると思います。また、所有権分離の話をするときには、やはり分離した後の姿というのが、今の時点では議論に挙がってきていないと思い

ますので、ただ分けるという話ではなくて、その後の姿まで考えて、今の問題点を解決した優れた制度になるのかという点で、十分な検討が必要だと思っております。

もう一つだけ。資料の5の比較情報プラットフォームの話について少し言及させていただければと思います。情報提供の充実という方向性というのは、以前からこちらでも議論されていますとおり、需要家のためにという目線で進めていただくべきポイントだと思っております。利用者の視点ですね。どういう情報が必要とされているのか。またそれがどのように利用されるのかという、需要家目線でぜひ検討していただければと思います。その中で気にすべきは、やはりミスリードしない、あくまでもファクトベースでそれを、これはどういう意味なんだろうとあまり迷うようなことがない、お墨つきを与えるとか、逆にネガティブな印象を与えるとか、そういった形にならないようにというのは注意が必要だと思えます。また、民業圧迫にならないようにという点ですかね。比較情報サイトを生業としてやっていらっしゃる事業者もいらっしゃいますし、また、ここで開示された項目が変に曲解されてマイナス評価につながるようなことがないようにというのは、ぜひ気にしていただければと思っております。

以上です。どうもありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、次は武田委員ですね。どうぞご発言ください。

○武田専門委員

資料4、5のご説明、ありがとうございました。

一連の不祥事案に対する様々な案を事務局から提示していただいております、その方向性については異論がないと考えております。

ただし、需要家として、適正な競争関係が確保されるというのは、まず重要なことです。一方で、安定供給に支障を来さないということと、需要家の利益を損なわないこと、この両方の点に留意をしていただいて、今回お示しいただいた特商法だけではなく、そのほかの法令も参考としながら、適正な競争関係を確保するために実効性のある措置を講じていただきたいと思えます。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、石井委員、どうぞ。

○石井専門委員

ありがとうございます。資料のご説明ありがとうございました。私からは資料5について一言申し上げます。

こちらに記載されているとおり、需要家への情報提供の在り方を考えるに当たっては、2

ページの①～③の視点は大変重要と思っています。また、2ページの下段にもございますが、事業者から直接事前に説明を受けられるのか。それとも、ウェブサイトに掲載されている情報を確認するよう需要家に求めるにとどまるのか。その手段いかんで需要家の理解もかなり異なってくると思われますので、非常に重要な視点であると思っています。

今回示されている方針案にありますとおり、国のプラットフォームにおいて全ての事業者の運営状況を整理するといった点は必要不可欠と思っております。小売事業の実態の有無については、ぜひお願いしたいと思いますが、加えて、前々回の審議会でも申し上げましたが、中小企業でもゼロエミッション由来の電源に対するニーズや関心が高まっておりますので、電源構成に関する情報についても、まずは事業者の同意や申出に応じた形でも結構ですので、ぜひ分かりやすい形で開示が進むことを期待しております。

あわせて、少しでも多くの需要家がこうした情報に接することができるよう、比較情報のプラットフォームの存在自体もしっかり周知をしていくことも非常に重要と思っておりますので、対応をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

ありがとうございます。私は、まず小売事業者間の競争促進の点で、少しここに書かれていたこととは違うかもしれませんが、意見させていただきたいと思います。

今、小売事業者間の競争促進の大きなバリアになっているのは、特に低圧では結局、規制料金ではないかと。もちろん、様々な不祥事もあって、値上げ審査の段階で参照する燃料価格が見直しされるなど、今、非常に規制料金の値上げが、やっと今認められたところかなと思います。遅れていると。そして、あとは実情に合った値上げというものもなかなか厳しい状況にあると。規制料金の適切な値上げが遅れば遅れるほど、結局、小売部門の赤字も膨らみ、安定供給に支障が起りかねませんし、そして、それが安く抑えられるということは、ある意味、不当廉売的なことにもなりかねず、それと競争する新電力の競争環境も厳しい状況かと思われま。

ということで、私はそろそろ規制料金自体を見直す時期に来ているのではないかと思います。ただ、今のルールで規制料金解除となるのは恐らくかなり難しいと思っておりますので、そこをタブーなく、今、結局、低圧の人たちで一番多いのが恐らく規制料金じゃないかと思っておりますし、今、世間のロコミでも、規制料金に戻るのが一番安いというようなことが言われているわけですので、そろそろその辺りを見直すべきではないかと思っています。

1点目はそれです。

2点目は、一般送配電事業の在り方ということで、最後のところに所有権分離の話が出ま

した。カルテルですとか情報漏えい、本当に今回様々な不祥事によって電力会社への信頼が毀損されたのは残念ですし、そこは厳しく対応していくべきだと思います。情報漏えいに関しましては、今、物理的なシステム分割を行う、これもかなりコストのかかることではあるんですけども、ここに取り組んでいくということになっているかと思えます。という上で、さらに、じゃあ所有権分離ということ、意見があるのは理解できるんですけども、57 ページにまとめられていますように、財産権の問題もありますし、本当にその効果というのがどんなものなのかというのは、やっぱり立ち止まって考える必要があると思います。もちろん中立性が確保できるというのは理解できるんですけども、燃料費が戦争によって大きく上がったり、カーボンニュートラル対策もしていかななくては行けないと。電力業界を取り巻く環境というのは、今、非常に厳しい中で、そこで大きな体制変更というのは、またさらにお金がかかるわけです。かつ、もし所有権分離されたとして、中立的な立場から一つ離れる発電や小売部門というのは、もっと経営的な観点から、例えば、非効率な電源はさっさとやめるとか、あとは、小売は赤字だから切り離すとか、そういうようなことが起こって、需要家サービスも落ちる可能性だってあるわけです。中立性が確保できても、電気事業自体が傷んで、持続可能でなくなる可能性もあると私は思います。電力事業は非常に公益性が高いものですので、その辺りは慎重にお願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次、大石委員、どうぞ。

○大石委員

ご説明ありがとうございました。

私からは、今、岩船委員からもありましたけれども、消費者の立場として、今回のあらゆる不祥事に関して、消費者の信頼というのが大きく損なわれているという点について、大変残念な状況にあることを申し上げたいと思います。これは事業者に対してもそうですし、それから、電力システム改革全体に対しても、これが果たして社会にとって良かったのかどうかというところにまでも議論があるところです。そもそも電力システム改革の大きな目的というのが幾つかある中で、消費者が電源を選べるということと同時に、できるだけ価格の上昇の幅を抑えられる方向にという話だったと思うのですが、それがなぜか、電力システム改革をすれば電気料金が安くなる、上がらないという、間違った情報になっていたという部分もあったのかと思います。大変残念ですが、これは消費者の側にも責任はありますが、小売事業者がスイッチングを促すときに、ただただ電気が安く買えますということで消費者を勧誘し、その後はフォローをしてこなかったことにも要因があるのではないかと考えております。

その意味で、今回、国としてもいろいろな対策を取っていただくということで有難いので

すが、やはり根本的に事業者からの情報提供については、ただただ安さだけを売り物にするのではなく、いかにフラットにリスクも含め伝えるかだと思います。先ほど電源構成の話もありましたが、化石燃料が中心の電気であれば、燃料の輸入価格が上がれば電気料金が上がるということは理解できるはずですが、今回、値段の上げ幅が大きかったということもありますが、ただ値段が安くなることだけで勧誘していると、冷静な考えを消費者に持たせるということは大変難しくなると思います。

今後の情報提供に関しては、比較可能なのということがありましたけれども、その辺りもしっかりと情報提供していく必要があるお思います。消費者の側も、これまでは考える機会もなかったとおもいますが、エネルギーに関する消費者教育ということで、今後は学校などで、エネ庁、文科省、それから消費者庁とも連携して進めていく必要があると思います。重ねてになりますが、事業者からの情報提供については、ただただ安さだけで売るのでなく、また、国としては消費者が比較して冷静に選べるような説明を、ぜひ今後はしていただければというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は松村委員、どうぞ。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

今回、事務局の整理及び説明、相当丁寧にしていただいたと思います。不祥事の対応として合理的な整理がなされたと思います。この方向で進めていただければと思います。ある意味で十分な対応を示していただいたと思っています。

まず資料4のスライド30ですが、事務局から、この資料に書かれていることに、さらに口頭で適切な説明をしていただいたと思います。もともと今回の不祥事のようなこと、あるいはカルテルに対する疑念、あるいは様々な競争制限に対する疑念が強く出てくる前の段階から、このことに積極的に取り組んできた。しかし、こういうことが表面化したことを踏まえて、再度、それで本当に十分だったのか。競争基盤がこれだけ脆弱だということが明らかになり、競争制限に対する疑念がこれだけ強くあることを踏まえれば、本当に十分なのかということを再度考えながら、今までやられてきたことをさらに深掘りして進めていくという事務局の説明は極めて正しいと思います。

その点で、よくよく考えていただきたいのですが、このスライド30の最後のところで、電源のアクセス環境自体の改善は進んできているものと考えられるとある。実際に、確かに内外無差別の取組が始まっているエリアもあるということ。それも、少なくとも今までに比べれば大きな改善であることを評価できるものは確かに出てきている。だから進んできているという認識は正しいと思います。しかし、一方で、よくよく考えていただきたいのですが、これだけ競争制限の疑い、カルテルだけでなく、その付随的なものでも、疑いのレベルでは相当にいろんな面から指摘されている中で、今行われている、ある種のオークションのようなものを行うだとか、市場を使う、あるいは少なくとも公正なアクセスを開いていくというのに関して、本当にそのやり方で大丈夫なのかということは、よくよく細部を見ていく必要がある。

例えば、そのときに、発電部門が新電力も含めたオープンなアクセスを提供していて、そのときの契約条項で、一番極端なケースは、エリアをまたいだ取引を非常にしにくくなる。常識的な発電事業者であればそんなことはほぼあり得ないと思いますが、禁止するなどというようなことが仮にあったとすると、今回問題になったような、まさに市場分割という発想そのものと疑われてもしょうがないと思います。それに関しては、安定供給その他のいろんな口実があり得ることは分かりますが、それをちゃんと精査すれば、電気の特性というのをきちんと精査すれば、それがいかに単なる口実であるかが明らかになると思います。そのような契約条項が残っているままで、環境は改善していて、いい方向に行っていますと評価するのは、あまりにも安直だと懸念します。

こういうような点についても厳しく見ていかなければいけないし、あるいは転売を規制しているだとか、あるいはオークション、あるいは取引の上限というのを設けるというようなことで、競争制限というのにつながりかねないような条項がてんこ盛りになっている。例えば、買手のほうが新たに電源を開発した、あるいは別のところと取引を始めたとしたら上限を減らすなどというような発想がもし入っているとすれば、それは電源を開発するだとか、ほかの取引先を開拓するだとかのインセンティブを直接阻害し、競争相手を直接潰しにかかるような、かなりひどい競争制限効果を持っている条項なのかもしれない。相当細部にわたって、本当に大丈夫なのか。これだけ根強い市場分割、競争制限という発想があるのではないかと疑われている環境の中で、こんなものを認めてお墨つきを与えてもいいのかというようなことは、今まで以上に慎重に検討すべきだと思います。これはエネ庁だけでやるものではなく、むしろ監視等委員会が中心になってやっていくということなのかもしれません。いずれにせよ、今回出てきた事案を相当深刻に受け止めて、制度設計も立て直そうとしていることを政府全体で示していかなければいけないのではないかと。経産省全体で示していかなければいけないのではないかと思います。

次に、同じ資料のスライド57なんですが、所有権分離のところです。この議論、今回の情報漏えいというものに対応するものとして、所有権分離というのは適切ではないのではないかと。今回の不祥事に対応してやる所有権分離を強行するのは拙速ではないかという意

見については、かなりの説得力があったと思います。私自身も似たようなことを言ってきたと思います。所有権分離は、とても重要なオプションであるのは間違いないので、これはちゃんと検討していくこと自体は重要だと思いますが、今回の不祥事対応に関しては、即効性という面から見ても、あるいは直接性ということから見ても、適切ではないという整理には説得力があると思います。

一方で、ここで、最後のところで、これまで次のような指摘がなされている。指摘がなされているということだから、事実でいいと思うのですが、私は、これは物すごく不満です。不満だというのは、まず、①私的財産権の侵害に当たる可能性も否定できないというのは、これは確かにそのとおりだと思います。今までもずっと議論されてきたし、これに賛成するか反対するかは別として、その可能性があることは否定できない。もし今、性急に提起したら、いろんなところからこれに対する訴訟が起きることだってあり得る。この問題が指摘されていたし、現にあることは確かに事実だと思うし、だから慎重にというのは分かる。しかし例えば3番目なんですけど、電気の安定供給を確保するために必要なグループ一体としての資金調達に支障が生ずるおそれがあるは本当にまともな議論でしょうか。確かに指摘した人がいることは事実だし、今までの報告書だって書かれたことがあるのも事実だけれど、これは本当に説得力があるのでしょうか。これをやると安定供給の非常に重要な部分を担っている送配電部門の資金調達が難しくなるということなののでしょうか。もしそうだとすれば、ほかのいろんなところの整理では、送配電部門のほうが、相対的にリスクが小さい。発電部門あるいは小売部門のほうが、相対的にリスクが大きいと整理してずっとやっていた。とすると送配電部門が所有権レベルで自由化部門と一体になっていることによって、そのリスクの遮断がうまくいかなくて、むしろ資金調達に支障を来す理論的な可能性だってあるし、少なくともそちらのほうが、今までいろんなところでこのような議論がなされた後にされた整理とはコンシステントだと思います。

裏返して言えば、発電部門は、確かに送配電を一体化しているほうが資金調達はしやすいのは間違いないと思います。だとすれば、これはネットワーク部門を所有している事業者が、競争部門である小売発電部門においてもイコール・フットィングという格好になっていなくて、有利になっていることを示唆することになってしまう。いずれにせよ、③のような理由をわざわざ挙げること自体が本当に適切かどうかも含めて、今後もし議論が進むということがあれば、ぜひちゃんと考えていただきたい。

今回の不祥事対応の整理は形だけ、不祥事対応に対する今回の整理は、形だけそういうものを整えてくださいということではなく、本当に実効性のあるものを、政府ももちろんやるわけですが、事業者のほうもちゃんと考えてやってくれと思っているはず。形を整えるだけではなくて、真摯に実効性があるような対応をしてくれということを要請していると思います。そうすると、これは、所有権分離の議論に関しては、そのような、ある種、間接的な効果しか持っていないものではなく、もっと直接的なもので、事業者がこんなに努力する、政府もこんなに努力するということによって、この問題を解決するから、だから、この問題

の解決のためには所有権分離は必要ないことを示す、そんな取組が全て出されたと認識しています。

しかし、裏返して言えば、そのような対策をしたのにもかかわらず、今後も同じような不祥事が頻発することになれば、もう必然的に所有権分離の議論を惹起することになる。そのような、この目的のために所有権分離の議論を惹起させないためにも、旧一般電気事業者はちゃんと実効的な対策を取る。形だけではなくちゃんとした対策を取ります。それを、電気の安定供給に支障を来すとかという、その根拠が不明確な怪しげなことをわざわざ書いて、もしこれが本当だとすれば、仮に不祥事が頻発したとしても、所有権分離を取るのはとても難しいことになってしまう。将来本当にまた不祥事を頻発させるということがあったら、この議論を惹起しますよ、という形の抑止力を弱めてしまうことにならないかを、とても心配しています。

私自身は、今回の対応策としては不適切であるという整理を支持しますが、本当に、こういう大問題というのがあって難しいというのは、本当にこんな安直に言ってもいいのだろうか。①は確かにそのとおりでと思いますが、それ以外は本当にそうなのかについては、もう少しちゃんと考える必要があると思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は大橋委員ですね。大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。3点申し上げます。

情報漏えいとカルテル事案に対しては、監視委の対応と、あと経産省の対応とが整合性を持つ必要があるんだろうと思います。資料の中にも、過去の電気通信のことも例として参考にしつつというふうな表現があったと思いますけれども、罪刑均衡主義の観点から、適切な対応を監視委と協調して行っていただくことが重要だと思います。

他方で、営業禁止をサンクションとして考えるかどうかについては、需要家の不利益になるという点のご指摘があったものの、新規の営業獲得の禁止とか、やり方というのは幾つかあるのかなと思いますので、重要なテーマは適切なレベルでのサンクションを検討していただくということだと思いますので、お願いできればと思っています。

この情報漏えい、カルテル事案をきっかけとして、小売事業の競争環境を安定供給とのバランスの観点から改めて見直すという、今回ご提示いただいた視点というのは重要だと思います。しっかり長期に腰を据えた新電力というか、新規の小売事業者の育成をしていくということが、小売料金の経過措置料金からの脱却にもつながりますし、それが、真の自由化が実現する道になるのかなと思います。

そうした真の自由化に向けて、需要家の情報提供を行うことを通じながら、安定供給にも

資する事業者をしっかりと選ばれる市場環境をつくっていくという必要がありますし、そこには効率性だけにとどまらない、安定供給にも資する事業環境をつくるということにもつながっていくということなのだろうと思います。

また、内外無差別に関しては、マイペースで短期市場価格にメルクマールが収れんしがちですけれども、安定供給に資する形での取組が何かということ、いま一度、知恵を出して、この観点を推進していくべきだろうと思います。

最後、3点目ですが、ISOに関しては、情報管理に関する体制整備をまずはしっかり進めていくことが必要だろうと思います。電気通信でも、過去、情報漏えいに伴う体制論が、相当昔のことですけれどもあったわけですが、デメリットも大きいことが認識されて、結局、その方向での法改正がなされたということなのじゃないかと思います。そうした点も念頭に置いて、まず電取委が取組として示していただいているように、システム分割含む管理体制の整備、そして強化をしっかり進めていくということがよいのだろうというふうに思っています。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

ありがとうございました。途中から入室しているので、ちょっと最初のほうのご説明は聞けていないんですけれども、発言させていただきます。

まず資料4ですけれども、ほかの委員もおっしゃっていたように、今回カルテル、情報漏えい、そして不正閲覧というところに対して、様々な対策を取られようとしていて、かなり期待できる内容になっているかなというふうに思います。ただ、やはり効果をしっかりと見極めながら、継続的に対策を取っていくということが必要かと思っています。

それで、これも、ほかの委員もおっしゃっていましたが、カルテル、情報漏えい、不正問題と、今回の所有権分離、最後にある話は、ちょっと直接的な関係はないというふうに思いますし、全くないとは言いませんけれども、かなり薄い問題であって、所有権分離自体のメリットもあるわけではございますが、デメリットが大きい部分がございますので、今回の事案から直接的に議論を派生して、拙速な議論にならないようにしていただきたいというふうに思います。

資料5ですけれども、こちらのほうは若干、違和感があったんですけども、資料4のほうではカルテル、情報漏えい、不正閲覧の問題で、これは別に資料が分かれているのでいいですけど、一緒に議論されたということが若干気になったんですけども、この資料5も、全くカルテルとか、情報漏えい、不正閲覧の問題とは関係なく、小売の、むしろ小売の競争をどういうふうに促していくかという内容で、全くちょっと内容的には関係ないのかなとい

うふうに思っています。

その上で、5 ページ目に、今後の対策というふうに書かれていて、システム開発等を行っていった比較しやすくするという自体はいいんですけども、やっぱりそれにもコストがかかりますし、また、トランザクションコストというか、そういうコストもばかにならない可能性もあって、特に、やはり規模の小さい小売事業者にとってみると、そういうトランザクションコストは相対的に非常に大きめになってくるわけですので、むしろそういう規模の小さい小売事業者の競争環境を、むしろ劣後させはしないかという感じにも思うところでございます。

よって、いろんなやり方があると思いますので、あまり全体としてシステム開発コストもかけずに、規模の小さい小売事業者のコストにもなりにくいような形で適切な情報比較ができるような仕組みを考えていただきたいというふうに思う次第です。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。これで、今日ご参加の委員の方は一当たりご発言いただいたこととなります。追加的に何かありますか。

今、オブザーバーの方から発言をご希望です。まずは送配電網協議会の平岩オブザーバー、どうぞご発言ください。

○平岩オブザーバー

送配電網協議会の平岩でございます。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○平岩オブザーバー

このたびの一般送配電事業者による一連の情報漏えい事案等につきまして、改めて深くおわび申し上げます。非公開情報の漏えい事案等を受けまして、一般送配電事業者に対して、業務改善命令や業務改善勧告、指導等がなされたことについて、大変重く受け止めております。

現在、一般送配電事業者各社におきまして、再発防止に向けた対応を鋭意進めております。送配電網協議会といたしましても、これまでに4回開催した送配電コンプライアンス委員会において、外部有識者のご知見もいただきながら、各社におけるシステムの物理分割や内部統制の強化をはじめとした各種対策についても業界大で検討を進めております。この関連として、資料4で論点として挙がっております一般送配電事業者各社における情報管理の適正化を実効的なものとするための、外部からの客観的・専門的に点検・確認するメカニ

ズムについてコメントさせていただきます。

送配電コンプライアンス委員会では、現在、送配電事業者間で、他社の取組を相互にチェックし、好事例等の共有化を図るといった、業界一丸となった能動的な取組についても具体的に検討しております。この取組は、チェックを受ける会社及びチェックを行う会社の双方にとって、同じように対策に取り組んでいる他の事業者の視点より新しい気づきを得られ、より実効性のある再発防止策の構築につながることから、業界全体の取組を底上げすることが期待できると考えております。

このような取組は重要と考えており、本日の外部からの点検、確認メカニズムに関する整理について、異論はございません。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは続いて、エネットの谷口オブザーバー、どうぞご発言ください。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。資料4のところで、不祥事案の課題と対応というのをご報告いただきまして、これらの対応については、この方向で進めていただきたいと思っておりますが、先日開催された専門会合の中での公正取引委員会からの報告の中で、こういったカルテルとか情報漏えい事案以外にも、旧一般電気事業者の中で、自社またはその販売子会社の小売価格及び自社の販売子会社に卸供給する価格を、当該販売子会社以外の新電力に卸供給を行う価格よりも安価に設定していた者がいたというような情報提供もされております。

こういった事例も踏まえて、現在、監視等委員会のほうの内外無差別の検証・検討の中で、取引価格のみならず、オプション価値であったり条件ということについて環境整備を進めていただいているということは認識しておりますが、先ほど松村委員からもかなりご指摘がありました。こういった観点以外に、31 ページのところに書いてあるような、例示されているような条件、制約が、卸取引の条件が競争制限につながっていないかという観点。加えて、卸取引の価格水準や条件というものが、これまでも新電力がアクセスしづらかった高付加率の需要家も含めて、幅広い需要家層において適用できる形になっているかというような観点も含めて、実効的な競争環境が実現する踏み込んだルール整備というのをお願いできればと思っております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、電気事業連合会、佐々木オブザーバー、どうぞ。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。電事連の佐々木でございます。

資料4について、少しお話をさせていただきます。

新電力情報の不正閲覧事案に関しましては、4月17日に経済産業省より業務改善命令などが発出されるとともに、再エネ業務管理システムの不正閲覧事案に関しましては、会員全社に対して指導がなされております。弊社といたしましても大変重く受け止めておりまして、業界として、改めて深くおわびを申し上げます。

現在、会員各社において再発防止に向けた対応に鋭意取り組んでいるところでありますが、弊社としても、外部知見を活用し、各社の取組を横断的に確認することにより、業界全体として取組のレベルアップを図り、電気事業の中立性確保や信頼の回復に努めてまいります。また、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を一部の電力会社が受けており、本事案でもお騒がせをしておりますことを、弊社として重ねておわびを申し上げます。

電事連は、独占禁止法の違反行為に係る命令対象とはなっておりませんが、公正取引委員会からの違反行為の再発防止に関する申入れを踏まえ、小売供給にかかる営業活動方針の情報交換があったかどうかなどを把握するために、社外弁護士による専門チームを組成し調査を行うことといたしました。当該調査結果を踏まえ、弊社としても、独占禁止法の遵守と競争条件の公平性、透明性の確保を前提とした事業運営を徹底してまいります。今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。ほかにご発言、ご希望はいらっしゃいますか。

よろしければ、事務局のほうからコメントいただければと思います。

○吉瀬室長

先生方から多数、非常にありがたいご指摘をいただきまして、ありがとうございます。それぞれ、すみません、一つ一つにお答え申し上げることはちょっと難しいですが、基本的にはいただいたご意見、そのとおりだというふうに思うものばかりでございました。

また、所有権分離につきましても、今回の直接的な対応ということではないということのご意見を多くの先生方からいただいたというふうに思っております。

一方で、松村先生から、ちょっとここの考え方を間違えると抑止力を弱めることになるのではないかとご指摘も大変重く受け止めておるところでございます。

1点だけ、すみません、村松先生からご質問いただいております外部の専門家の利用ということで、監査の基準みたいなものをどうするのかということでご質問をいただいております点につきましては、すみません、我々まだ具体の案を持っているということではございませんが、やはり望むらくは、何らかの基準というのはあったほうがよいのだろうと

いうふうには思います。ただ、これが公的な基準なのか、あるいはまさに業界の自主基準なのかといったようなところも含めて、ちょっと今後、議論を深めていければというふうに思っておる次第でございます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。事務局から、このようなご回答でよろしいですかね。失礼しました。大石委員から追加的なご発言があります。どうぞご発言ください。

○大石委員

すみません、追加させていただきます。

先ほど、資料4と資料5の関連性がないのではないかなというお話がありましたが、私は、これは大変関連があるものだと思っております。今回の不祥事については、旧一般電気事業者ではありましたけれども、この自由化によって新規に参入された新電力の小売事業者さんの中でも消費者問題を起こしているところもある、と聞いておりまして、新旧全て含めて、やはり消費者から見た電力自由化の課題と見ております。

その意味で、小さいところだからガバナンスを問わなくていい、ということは絶対あり得ないと考えております。どこの企業でも、もともとの電力事業者であろうとなかろうと、やはりガバナンスというのは最低限必要なものですので、そこのところは、やはり今回、意識として、厳しい言い方をすれば、足りない部分が露呈しているというふうにも思いますので、厳しく見ていただければと思います。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。ほかはいかがですか。よろしゅうございますかね。

ありがとうございました。事務局からありましたように、非常に重要なご意見を皆さんからいただいたというふうに私のほうも思っております。今回の資料4のところでは、最初のところのあれですかね。制度的にどう取り組むかというところが一番大きなプロットだと思いますけれども、そのやり方については非常に、村松委員からもご指摘があったように、例えば監査という問題とどういうふうに整合させるのかというところもあると思うので、その辺も深めていただければと。

基本的に、皆さんのご意見、非常に有意義でしたので、これを受け止めて、引き続きご検討いただくというところで、今日はよろしいのではないかなというふうに思っております。

それでは、議事を進めさせていただきますが、議事の(4)電力需給の動向等、それから議事の(5)供給力の確保策について、これを事務局からご説明いただきます。よろしくお願いたします。

○小川課長

それでは、まず、資料6、電力需給の動向等についてをご覧くださいと思います。

電力基盤課長の小川です。

こちらの資料につきましては、2ページ目にまとめてありますけども、3点、いずれもご報告になります。

1点目は、この冬の電力需要の分析。二つ目が、足元で増加しております再エネの出力制御の状況。そして三つ目が、今月札幌で開催されました、エネルギー・環境大臣会合に関するご報告になります。

スライド4ページをご覧ください。この冬の気温の状況であります。冬の初め、12月、そして1月で言いますと下旬に寒い時期がありましたけれども、後半になるほど気温が上がっているというのがこの冬であります。電力需要につきましては、まず5スライド目になります。

こちら、左に緑色の部分が、昨年と比べて、前年度に比べて需要が減っているところ。右に出ている青が増えているところということで、12月は増えていたり減っていたりですけども、1月は、厳しい寒波の来た1月下旬に青くなっているほかは、おおむね緑、電力需要が減っていると。所によっては10%以上の減少になっております。2月はほとんど減少ということで、次のスライド、3月、そして4月も同様の傾向が続いているという状況であります。

7ページ目、この冬の電力需要につきまして、東京エリアに限ってでありますけれども、一定の仮定の下で分析をしております。気温の補正、同じ気温、気温が高かったというところの影響は除いて見た場合にも、下に表でまとめてあります。12月から始まり、1月、2月、3月と、まず家庭用はかなり高い水準、6～7%程度電力需要が減少しております。背景としまして、節電、さらには電気料金が高騰する中での節約ということ、そのほかコロナの影響、昨年の同時期は、まん延防止措置で、特に巣籠もり需要で家庭の電力需要がベースとして高かったという分、今年はより大きく減少しているといったことも考えられます。ただ、いずれにしろ、この家庭における節電を含めた電力需要の減少というのは、かなり大きいというのがあります。

一方で、業務用につきましては、これも表で言いますと、1～3月では2～3%という水準であります。こちらは家庭用と逆に、コロナ対応、まん延防止措置ということで、昨年のベースが今年よりは低いだらうということで、こちら、業務用につきましては、恐らく今出ている数字よりも、節電という意味ではもう少し大きいかもしれないというところあります。

産業用については、こういった一つの傾向というのは見られなかったというところでありまして、総じて言いますと、やはりこの冬、節電という意味ではかなりの効果があったのかなというふうに考えております。

8 ページ目は推計方法なのでご説明は割愛しまして、9 ページ目、より詳細を時間帯別に載せております。家庭においては、赤枠で囲っているような、夕方、在宅の時間での電力需要の減少が大きくなっているというところでもあります。

以上が一つ目のご報告、この冬の電力需要になりまして、続きまして二つ目、再エネの出力制御の状況になります。まず 18 スライドをご覧ください。

電気、常に需要と供給はバランスさせる必要があるという中で、近年、再エネの導入が進みまして、需要が低いときに需給バランスを保つために再エネの出力制御というのが行われるようになっております。三つ目のポツにありますけれども、出力制御、2018 年に初めて九州で行われまして、その後、昨年その他のエリアにおいても出力制御が行われるようになりました。今年に入りまして、1 月に沖縄、また、4 月に入り中部・北陸でも行われまして、これまでに、全国 10 のうち既に 8 エリアで行われております。背景としまして、再エネの導入が進んでいるということと、足元に関して言いますと、一つ目で触れましたような電力需要が全体的に落ちているということも影響しているのかなというふうに見ているところでもあります。

次の 19 スライドに出力制御の実施状況をエリア別にまとめております。2023 年度、この 4 月に入ってからは、全国、東京・関西、ここでは北海道も、まだではありますけれども、全国ほとんどのエリアで再エネの出力制御が行われているというところでもあります。また、このゴールデンウィークにおきましては、これまで行われてこなかった東京エリア、関西エリアでも、場合によっては行われる可能性もあるということで、まさに日本全国、出力制御の可能性ありという状況に変わってきております。

こうした中で、次の 20 スライドにありますけれども、出力制御の低減に向けた対策というものを行ってきております。例えば発電設備、左上にあります①発電設備のオンライン化。オフラインで制御するよりもオンラインのほうが効率的、制御量を抑えることができるということがあります。また、右のほうで言いますと、供給対策。火力についての最低出力というのを、さらなる引下げということの検討なども行っているところでもあります。

続きまして、21 スライド、関西エリアにおける今後の見通しというところでもあります。

(2) のところにありますけれども、平常のケースでは確保されるというところではあるんですけれども、さらなる需要の減少、あるいは供給力の増加といったときには、出力制御が行われる可能性があるという状況であります。その際、次の 22 スライドにありますけれども、関西エリアにおいては、この出力制御をオンラインで実施する、全体を管理する出力制御システムというものが、今、10 月運用開始予定ということで、現状では、まだこの運用が始まっておりません。ですので、仮に出力制御を行わざるを得なくなった場合には、大規模な特別高圧受電の太陽光・風力事業者を対象に制御すると、暫定的な運用を行っていくという方針が示されております。右下にイメージがありますけれども、順番に行っていくということで、現在、各事業者とも話をしているところでもあります。

同様に、このシステムが準備できておらずというところは、東京エリアも同様でありまし

て、23 ページ、24 ページ、これは以前に別の場にご報告しておりますけれども、このシステムではなくて、別の通知という形での運用を行っていくこととしております。

最後、三つ目の点であります。26 ページ、4月の15日、16日に開かれましたG7のエネルギー・環境大臣会合。この中で、本小委員会でもこれまでご議論いただいているような火力につきましては、昨年同様の、2035年までの電力部門の完全または大宗の脱炭素化。あるいは、石炭火力については、排出削減対策が講じられていないもののフェーズアウトに向けて具体的かつ適時の取組を重点的に行うといったことが確認されております。

加えてということと言いますと、一番下にありますような排出削減対策が講じられていない化石燃料、石炭だけではなくて、化石燃料全体のフェードアウトを加速させるといったことが確認されているということで、こちらはご報告になります。

続きまして、資料7、供給力の確保策についてになります。こちらにつきましては、大きく分けて二つ、前半は最終保障供給原資の市場調達、後半が供給力確保ということで、容量市場あるいは予備電源といった内容になります。

これにつきましては、前回は引き続いてというところになりますけれども、まず3ページ目をご覧ください。最終保障供給につきましては、昨年その量が増えたというところもありまして、二つ目のポツにありますけれども、この3月末までのスポット市場からの原資の調達というのを認めてきたところでもあります。前回の本小委員会で4月以降の扱いについてご議論いただいたところでもありますけれども、三つ目のポツにあるような電取委における分析、コストの抑制に起用していないコマが一部あるといったような指摘も受けまして、現在は一時的に市場調達を中止しております。その後、改めて調達状況、その影響分析というのを電取委のほうで行っておりまして、その結果を踏まえて、本日スポット市場からの調達再開という方針をお示しして、ご議論いただければと思っております。

4ページ目になります。最終保障供給の推移であります。昨年、まさに1年前ぐらいから非常に勢いで増えたということで、秋以降、緩やかに下がってきて、この4月には大きく減少しましたが、なお、かなり高い水準、契約電力ベースで320万kWという高い水準になりまして、これらについて一般送配電事業者が供給を行っているという状況であります。

電取委のほうで行われた分析結果、手法などのご説明は割愛いたしますけれども、結果につきましては8ページにまとめております。一番右を見ていただきますと、コスト低減が見られたコマの割合というところで、大部分が98%、99%といった水準、一部北海道、それから中部エリアで9割前後となっておりますけれども、大部分で、このコストの低減効果が確認されております。

また、次の9ページにありますけれども、もともと前回、この小委員会でも委員の方々からご指摘いただいておりますけれども、コスト低減、前日段階でのスポット調達と、その後の状況変化で当日の変化というのを踏まえると、必ずしも常に100%コスト低減になるということではむしろないということでありまして、今回の分析においても一番下にまとめてありますけれども、こちらは事業者のほうで要因分析をしたところですね。このコスト低減効

果が見られない一部のコマにおいては様々な状況変化があったということが確認されております。

以上を踏まえまして、12 ページになりますけれども、スポット市場からの最終保障供給の原資調達ということについては、これは、再開することとしてはどうかというふうに考えております。

以上が前半でありまして、後半につきましては17 ページ目以降になります。

前回、この小委員会におきましても、供給力確保の方策、その中で必要供給力を容量市場においてどの程度確保していくかという点についてもご議論をいただいております。

そうした中で、まず23 ページになりますけれども、前回この場におきましては、必要供給力の全量を容量市場で調達せず、一定量を控除するという考え方につきまして、多くの委員、オブザーバーの方々から懸念が示されたところであります。

そういったことを踏まえまして、まずは2024年度分につきましては供給力というのを確認したというのが24 ページになります。2024年度につきましては、容量市場の運用開始年になりますけれども、容量市場ベースで見た場合の供給力と、24年度につきましては、この直近3月に取りまとめられました供給計画で24年度の供給力というのもまとまっております。これらの比較をしたというのが24 ページになります。大きく言いますと、左側8月断面と右側1月断面で、いろいろ差異が生じてくると。評価の仕方が異なる容量市場では年間ベースで見ている。一方で、供給計画では月ベースで見るということで、様々な差が出てくるところであります。こちら、24 ページで言いますと、新エネというのであるところについて、調整係数の影響、左の8月で言いますとプラスで740、右の1月で言うと490という数字があります。これは、23 ページに戻っていただきますと、二つ目のボツの注に書いてありますように、太陽光の評価が8月と1月で大きく異なるというのが影響しております。この辺、月ベースで見ている供給計画で言いますと、8月には24%という調整係数、1月はその10分の1ということでありまして、年間全体で見るとか月ごとに見るかによって、この供給力というのも変わってくるというところであります。

そうした中でということ、まず一つ目の論点、これは、足元というよりは中長期の今後の課題ということになりますけれども、今後、これまで需給対策ということ、この供給計画をベースとしております。一方で、この供給計画については、あくまで事業者の計画ベースという話がありまして、今後、容量市場の運用も始まる中で、需給対策において、より供給計画の実効性を高めるためにはどういったことが考えられるかというのが、まず一つ目であります。

二つ目、こちらの中長期の課題ということ、27 スライドになります。容量市場と供給計画と、二つある中で、今度は容量市場における供給力の評価というのをどうするかということがあります。先ほど見ましたように、月別に見たときに大きな変化がある。特に再エネの導入が進むと、太陽光につきましては、夏冬の差が非常に大きいということがあります。これについて、この容量市場、年間ベースで見て、必要量を確保していくときに、

今でありますとFIT電源の分については除いて、控除して残る必要な分を容量市場で調達しております。その控除していく太陽光について、どう評価するのか。例えば夏ベースで見てそれを控除するといったときには、夏は大丈夫なわけですが、逆に、冬に足りなくなるんじゃないかということがあります。また、逆もしかりでありまして、年間ベースで確保する容量市場と、年間を通じて、特に出力が大きく変わる再エネが増える場合に、どのような形で確保していくのが妥当かという論点であります。その際には、下から三つ目のポツにありますけれども、容量市場、現行はシングルプライスオークションということで、約定価格は一定に決まりまして、全ての電源に同じ価格が適用されるという中で、この確保量、調達量をどう決めていくかというのは、トータルのコストの大小に大きく関わってくるということでありますので、こういった点、この容量市場の今後を考える上で、非常に大きな点だということになります。

続きまして、28 ページ目、容量市場外の供給力の論点になります。こちら、前回も少し触れましたけれども、容量市場の外にある供給力というのが存在するというので、今回確認されたものが、ご説明は省略しましたが、25 ページ、26 ページとあります。具体的な数量、その時々、太陽光の場合で言いますと、評価の違いといったところで変わってくるわけですが、二つ目のポツの下の注にありますように、例えば24年度の供給力を取ってみた場合に、蓋然性が一定程度ある。しかし、毎年変動するものとして幾つかの容量があります。FITの電源の期待容量が増えたとか、容量市場の外の電源がある。これは容量市場で応札するかどうかというのは事業者の任意でありますので、容量市場に手を挙げない電源というのも一定数存在するというのであります。こういったものが存在する中で、容量市場においてどれだけの量を調達していくかというところになります。

これらの容量を的確に見積もるのがなかなか容易でない。特に実需給の4年前でありますと明確には見えてこないという状況があります。しかしながら、ある程度の見込みがあるのであれば、その分は控除した上で容量市場から調達するということが合理的と考えられるところになります。実際、今で言いますと、FIT電源なんかはこれぐらいの量が4年後に入っているだろうと。それらはこれぐらい発電するだろうという前提の下に、その分は除いて容量市場で調達を行っているところになります。他方、28 ページに挙げているような差分というのは、FIT電源よりも見積もりにくいところもあるということもありまして、これら控除量、安定供給を大前提に、保守的に見ていくのは必要なわけですが、具体的にどのような形で見ていくかというのが一つ目の、この論点③になります。

続きまして、30 ページになります。容量市場外の供給力と予備電源というものになります。こちらにつきましては、予備電源という仕組み、今この小委員会の下で制度検討作業部会において検討をしております。容量市場外の供給力、言ってみれば制度的な裏づけのない供給力になるというところになりますので、その分につきましては保険的な位置づけとしての予備電源というのが一つ候補に挙がっているところになります。そうした場合に、この予備電源というのをどれぐらい確保していくのかといった点、一番下のポツにありますけ

れども、容量市場から控除した部分の一定比率という形でカバーしていくということとしてはどうかというところでありまして、この具体的なイメージということで言いますと、33 ページ、最後のページに飛んでいただけるとよいかと思います。

こちら、下のイメージ図にお示ししていますのは、必要な供給力と容量市場の関係になります。青の部分、容量市場のメインと、薄い追加分、これらが容量市場で取っていくというところでありまして、この必要な供給力というところを全て容量市場、青の部分、あるいは水色の部分で取るか、グレーで残っている部分、この部分を考慮するかどうかというのが先ほどの論点になります。仮にということで、このグレーの部分、見積りが難しいんですけども、一定量を仮に控除する場合には、ここに制度的な裏づけがない、稼働するかどうかというところに、確からしきに不安があるというところで、下にBというのがありますけれども、予備電源という形で一定量をカバーするという考え方があるのではないかとというのがこちらの構造になります。ここで見ますと、必要な供給力、繰り返しになりますが、上の部分で囲っている必要供給力のこの部分を、容量市場と、それから容量市場の外での電源とでカバーする。容量市場の外といったときに、具体的には何かというと、例えば小売との相対の契約、5年、10年の契約が例えばある場合に、これは、容量市場には、自ら特に発電のほうは入れていかないといったケースもあるわけでありまして、こういったものが存在することを前提に、今後どのように必要供給力を確保していくかというものになります。

また、33 ページにおきましては、今申し上げた予備電源のイメージ図のBというところにつきましては、これは実需給の1年前に行われる追加オークションという場合に、そこへの応札というのは認めない方向で考えていってはどうかと。ここは予備電源の位置づけというところになります。

以上、詳しい点、より詳細は、この小委員会の下での制度検討作業部会という場でご議論いただいておりますけれども、大きな方向性、前回のご議論の続きということで、本日改めてご議論いただければというふうに考えております。

事務局からのご説明は以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。なかなか難しいですね。資料6のほうはご報告ということだけでも、出力抑制の問題が一般化してきて、これからどう対応するかという問題提起だったというふうに思っていますし。それから、特にあれですね。資料の7の前半は、最終保障供給の原資で、スポットを使うかどうかというのは、ある意味、時短的な話なので、後半は長期的にというか、24年から容量市場が始まったときに、容量市場による調達が始まったときに、どういうふうに細かくそれを調整していくかという。時々、私、すり合わせという言葉を使うんだけど、まさにそんなような感じですね。

ということでもありますので、ご議論いただきたいと思いますが、いかがでございましょう、皆さん。

これは岩船さんが一番あれかな。技術的なことが分かるから。
岩船先生、どうぞご発言ください。

○岩船委員

ご説明ありがとうございます。2点申し上げたいと思います。

まず、1点目の出力抑制の件です。出力抑制で、その前にご説明があったように、この冬が特別だったのかもしれないんですけども、需要が非常に抑制方向だと、省エネが進んでいることなど踏まえると、このままでは再エネは増えるわけなので、余剰は拡大する方向ではないか、出力抑制自体が拡大する方向ではないかと思われま。やはり、この辺りで電化ですとか、かつエコキュート、PVなどで、昼間需要を増やすDRなどを増やすための方向性をしっかり検討していただきたいと思います。

やはり、小売単で、需要家さん自身にメリットがないと、やっぱり何も、物も買ってもらえないし、何も動きませんので、鍵は、やはり料金だと思います。

ところが、さっき私が申し上げたように、ほとんどは規制料金の固定的な料金ですし、じゃあ一方、エコキュートとか電気温水器を入れたお客さんは、夜中が安くて昼間が高い料金体系になっているわけです。しかも、この冬、燃調が10円を超えて、今まで昔は10円だった深夜電力が20円で、もうこんなことやってられない、電化は嫌ですみたいなムードが本当にただよっています。寒冷地では、電気温水器はともかく灯油ストーブが復活しているとか、まさに化石に戻ってしまっているというような状況も聞いております。

なので、こんな状況が続くと、再エネを増やしても余剰が増えるだけ、抑制が増えるだけともなりかねません。ですので、やっぱり鍵は、言ったように小売料金で、市場と連動した価格というもの、何とかやっぱり小売に反映されなくてはいけない。なので、全部のメニューではなくてもいいんですけども、小売事業者さんにそういうダイナミックな料金の設置を一定つくってもらうことを義務づけるとか、ダイナミックが難しければ、少なくともカリフォルニアのように、昼間安い料金メニューというのを作ってもらうようなことが必要だと私は思います。このように、料金が固定的では、DRも電化も進まないと思います。

あと、市場価格の下限が今0.01円で、毎日平仮名のひみみたいな価格が続いているんですけど、やっぱり欧米のように、さらにマイナス価格になる部分も検討してはどうかと思います。そうすると、より値差がついて、DR、需要をシフトする価値が膨らむわけです。さらに、託送料金の時間別変動なども、これは一送さんの裁量でできるから、もしかしたら小売さんにやってもらうよりもやりやすい部分かもしれません。こういったことをフルに活用して、PVが余るような時間帯、晴れた日には価格が安くなるようなシグナルを需要家さんに出して、ぜひ誘導していただきたいと思います。

これが1点目です。

それで、2点目の、容量市場外の供給力の件です。前回伺ったよりは、しっかりいろんなリスク等も検討されていて、基本的に、単純にメインオプションの部分減らして、追加オ

プシヨンの部分を機動的にして、そこに予備電源確保みたいなものを足していくという方向であれば、それはそれでいいのかなと思いました。ただ、現状でも、kWの調達とか、いろんな予備電源のために使ったお金みたいなものがばらばらと報告されているような状況ですので、まずは本当に全体としてどのぐらいかかっているのか、かつ、今後容量市場がスタートするのであれば、容量確保の全体のコストが見えるような整理をぜひお願いしたいと思いました。

30 ページに調達コストが抑制できるというお話あったんですけど、本当に抑制できるかどうかは、やはり検証が重要だと思います。ですので、ある程度、機動的に予備電源が確保できる。ある程度、予備電源の見通しが立つという前提だとすれば、私はこの方法でいいのかなと思いました。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は、武田委員、どうぞ。

○武田専門委員

資料6、資料7のご説明、ありがとうございます。

まず、資料6の電力需給の動向について、再エネの出力制御は、今、岩橋委員からもございましたが、今後、さらに再エネが拡大するなかで、特に春、秋の需要が停滞する時期は、需給ギャップがどんどん拡大することが予想されます。そういった点を考慮し、即効性のある短期施策として、変動性再エネへの蓄電池の設置支援などを加速する必要があると考えます。蓄電池は、今、価格が高く、なかなか普及していませんが、ここの支援が必要になってくると思います。さらに、本年4月からローカル系統におけるノンファーム接続の運用が開始されています。ノンファーム接続の導入後の再エネの系統接続や出力制御の実績を十分に把握して、需給安定を前提としながら再エネ主力電源化を進めていただきたいと思います。

資料7の供給力確保策について、ご説明がありました容量市場外の供給力と予備電源、これについての事務局の方針に異論はございません。需要家にとって、安定供給が確保されるということも極めて重要なところであり、予備電源として短期で立ち上げ・供給が可能な火力電源については、故障あるいは点検延長、そういったリスクも十分に考慮していただきたいと思います。

また、同時に、容量市場のオークション及び予備電源で確保する量とタイミングが非常に重要なポイントだと考えています。これが不必要なコスト増とならないように十分な検討をしていただきたいと思います。

前回の会合でも、容量市場で落札できない電源が予備電源となって高コストとなる可能性が高いといった指摘があったことも踏まえて、安定供給の確保、コスト効率性、この両面

を考慮した制度設計を進めていただきたいと思います。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。資料7の論点についてなんですけれど、二つ、論点のうち、前段のスポット調達再開については、これは進めていただければと私も思います。

後段についてですけれども、現行の供給計画は事業者からの届出ベースである数字が出ているものだと思います。よって、その確度については、事業者に応じて相当に数字の確度は異なっているだろうというふうに思われます。供給計画にのせるべき情報の確度とか精度を改めて議論した上で、提出する事業者との間の理解にそごがないようにまずしていくことが重要なんだろうと思います。

その上で、供給計画の確度がある程度高まったとしても、必要供給力を容量市場にて確保するという容量市場設立当初の考え方に対して、今回事務局資料は、見方によっては容量市場での確保量が課題になるという懸念を改めて指摘したものだと思っています。これに対して、保険的位置づけである予備電源を必要供給力に入れていくという考え方のご提示があるわけですが、容量市場外の供給力の存在と、その稼働の確度に関して、33 ページ目にあるような図の説明について、その裏づけがしっかりあるんだという形での、実態面での電源の確保の確認というのがなされるべきだと思っています。その点で、電源情報に関する透明性が、もしかすると今一段、求められることになるのかなというふうなことを感じた次第です。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次、秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

ご説明ありがとうございました。簡単に3点だけです。3点です。

資料6ですけれども、G7のところの話をさせていただきたいと思いますが、今回、対策の講じられていない化石燃料、要は石炭火力以外も含めて、天然ガスが主になるんだと思いますけれども、電力という文脈ではということですが、化石燃料のフェーズアウトということを加速するという文言が入っていて、若干、長期的には当然そういう方向が必要だというふうには思うんですけれども、若干やっぱり懸念は持ちます。それで、やはりエネルギー基本計画もそう掲げていますけれども、S+3Eが非常に重要で、エネルギーの安定供給、安全保障をやっぱり第一に考えていかないといけないという中で、長期的には脱炭素全体として

図っていかないといけないとは思うものの、その辺り、海外と情勢が違う日本というところもございまして、G7上、こうせざるを得なかったということは、よく理解するものの、海外もしたたかでございますので、ある程度柔軟に対応していくということは重要なことというふうに思いました。

2点目は、資料7ですけれども、前半の部分の、スポット市場で一送の調達をしているところを再開するというところで、私も賛成でございます。ただ、資料にも載っていますけれども、やはり必要最小限度の量を限定的に調達していくということで、スポット市場の価格にあまり影響を及ぼさないようにしていくというのは、これまでの議論どおり、しっかりやっていく必要があるかなと思っています。

二つ目の部分の、容量市場、予備電源の話は、昨日の制度検討作業部会でも発言させていただきましたし、資料にも昨日の発言内容を記載いただいておりますので、そのとおりで繰り返しませんが、全体最適というところで考えながら、どれだけを取っていくのかということは、よくよく引き続き検討していただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は村松委員ですね、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。資料6と7、ご説明ありがとうございます。

資料7の供給力確保策、こちらについてコメントさせていただきます。

まず、最終保障供給のための原資として、JEPXから市場調達ということで、前回1回留め置きされましたけれども、検証の結果、社会的コストの低減がむしろ9割程度見込まれるということでしたので、再開と理解いたしました。ありがとうございます。

今回、これは、一送がJEPXを利用することを、無尽蔵にということではなくて最低限でということ秋元委員もおっしゃっていましたが、前提にありながらですが、その期間の制約なく一送の必要に応じて調達が可能ということになるのでしょうか。その場合であっても、一送におかれましては、予測の精度向上、こういった取組を不断に続けていただくとともに、今回は9割以上のコマにおいて社会的コストの低減が見られたということなんですけれども、常にそのような効果が得られるのかということは、定期的に評価をしていただきたいと思っております。こちらは最終保障供給についてですね。

それから、2番目の、供給力確保の観点について。こちらはちょっと非常に難しい話で、私も一生懸命考えたんですけれども、やはり前回と同じような、発言になってしまうんですが、安定供給確保の観点からは、コミットメントのない電源について慎重に検討すべきではないかと考えております。きちんとした裏づけのある数字ですね。それも、過去実績を基に

した算定というのですと、同様の水準が今後も確保できるとは限らないと思いますので、どういった裏づけでそのような判断がなされたのかということは、きちんと整理をしていく必要があると思っております。

今度、2023年6月ですかね、メインオークションに向けて準備ということだと思いますけれども、期限ありきで拙速に進めないようにしていただければと思っております。社会的コストの低減のためにということでおっしゃっていただきましたけれども、直感的に考えると、電源維持確保のためのコスト総量が変わらないんだとしたら、結局、切り口、どのように切り分けるかというだけの話であって、メインオークションにおいては社会的コストの削減が図れたけれども、例えば追加オークション、予備電源、最後はkW、kWhの追加公募も、こういったところでコストが発生してしまって、トータルでは社会的コストが上振れするという事はないんでしょうかというのは、私はまだ理解ができていない状況です。また、安定供給の観点で、電源確保できるのか不安定なのはあまり好ましい事態ではございませんので、ぜひ慎重にお願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

新川オブザーバーが手を挙げていらっしゃるんですけど、さっきみたいな補足的な説明というようなことで、あれですか。今ご発言されたほうがよろしいですかね。

○新川オブザーバー

はい。今の最終保障供給の原資の話で、村松委員からもご質問がございましたけれども、最終保障供給原資の市場調達につきましては、先月の制度設計専門会合におきまして、エリアプライスが高かった上位10コマについての分析を行いまして、一部事業者においてコスト削減効果が見られないコマがあるとの分析結果となりましたけれども、今週25日の制度設計専門会合においては、昨年11月から本年2月末におけるスポット市場での約定実績のある全コマ分析を実施しまして、その結果を踏まえて議論を行いました。その結果が、各一般送配電事業者ともほとんどのコマについて削減効果が出ていることを確認できたという状態でございます、そのため制度設計専門会合の結論としては一般送配電事業者による市場調達の再開をして差し支えないということとなりました。

なお、今回の分析の結果においても、一部にはコスト削減効果が実現していないコマもありましたので、再開に当たっては一般送配電事業者に対して引き続き要因分析と改善努力を求めつつ、必要に応じて委員会から状況の報告を求める予定でございます。

先ほどの、村松委員の期間の制約なくということかという意味では、今のところ、それが決まっているわけではないということと、基本的に、これは最終保障供給の部分に対応するために、この市場調達でコストを下げようということでございますので、最終保障供給の契

約件数がどの程度減るのかということも併せて見ながら判断していくということではないか思っております。

以上でございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。それじゃあ大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。私からは出力制御の点で、もう既に岩船委員、それから武田委員からご発言がありましたけれども、一応、消費者からの意見ということをお伝えしたいと思えます。前半の議論ともつながるのですけれども、やはり海外からの化石燃料に頼るということは、燃料価格が電気料金にも反映されるわけで、そういう意味で、なぜもっと再エネをきちんと導入してこなかったのかと、それが電気の供給安定にもつながるのではないかなというような消費者の意見もありましたのでお伝えしておきます。しかも、賦課金を使い、これだけ増やしてきた再エネで出力制御が起きているということは大変残念に思っております。先ほど、資料の中には揚水、それからあと蓄電池のお話もありましたけれども、もっと先を見据えると、再エネからつくる水素ということもあり得ると思えますので、これからさらに再エネを増やしていき、その残ったものをどう有効利用するかということを検討いただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。委員の方で、ほかにご発言、ご希望はいらっしゃらないかな。それでは、広域機関の大山オブザーバー、どうぞご発言ください。

○大山オブザーバー

すみません、松村委員がご希望されていますけど、よろしいですか。

○山内委員長

まあ、いいですね、どうぞ。

○大山オブザーバー

それでは、私からは資料7の容量市場の部分についてコメントさせていただきたいと思えます。これまでにも何人かの委員の方から安定供給確保の観点からご発言をいただいております。感謝しております。

30 ページですけれども、容量市場の調達量から一定量を控除する場合の補完として予備

電源の活用が提案されております。補完する予備電源の調達量については、控除量の規模感等を踏まえて半分程度との例が示されておりますけれども、半分程度というのを先に議論するのではなく、控除量自体をどのように考えるかの議論をしっかりと行って、それと併せて検討すべきと考えております。

その控除量を考えるに当たりましては、ここで示された2024年度単年の差分の分析結果だけではなくて、今後の傾向を見て慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

28 ページに、安定供給確保の観点から、控除量はできる限り保守的に見積もることが大前提と記載いただいておりますとおり、中長期的な供給量確保の見通しを踏まえた検討をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。それでは松村委員、どうぞ。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえています。

○松村委員

手を挙げるのが遅れてすみません。

市場調達に関して再開するのは合理的な対応だと思います。今回の件はもちろん、この最終保障に対応するもので、市場調達がもともと自然なものではあったのですが、今後、制度を考えていくときには、調整力としてあらかじめ確保しておくのではなく、kWh市場を含めた調整力以外の市場をうまく使うことによってあらかじめ調達する調整力を減らせないかと、いう発想がとても重要になってくると思います。

送配電部門が、時間前も含めた市場を上手に使っていく発想自体は、私は正しいとされていて、もちろんそこで買いが出てくると、その結果としてスポット市場あるいは時間前市場の価格が上がるじゃないかというのは、物事の一面しかとらえない発想。そこで合理的に調達できるから、あらかじめ確保しておく量をそんなに多くしなくてもいいと整理されれば、潜在的にはあらかじめ送配電部門に占拠されなかった資源が市場に出てくることになるので、その効果は「往って来い」になり、結果的に調達量が合理化された分だけ価格を下げられるはず。

そういうことを考えれば、そちらのほうがより効率的に調達できるということであれば、ネットワーク部門が積極的に市場に出ていくことを調整力市場の改革と併せて考えていく

ことが重要で、長期的にはぜひその点も考えていただきたい。

次に、その後半の議題については、事務局から丁寧で説得力のある整理をしていただいたと思います。具体的に値をどうするのかについては、保守的に見込むというのをどう設定するのかについては、今後もそれぞれのケースごとに微修正が必要になるのは確かにそのとおりで、慎重に検討する必要があると思います。

これも、前回も申し上げましたが、容量市場のものなら確実に、容量市場に入っていないものは当てにならないと考えるのは、かなり一方的な議論。容量市場でも、トラブルあるいは事故とかで出てこなくなることはあり得るわけで、そのために、そのことも見込んで予備的な量も取っている。つまり 100%完全に当てになるとの発想をそもそもしていない。更に一定の合理的な根拠があってそうしているわけだけれど、一定の調整係数を掛けながら容量市場に出てこないものも入れているというのは、今までもなされていたことだと思います。容量市場に出てこないものは確度が違うことはあったとしても、当てにならないとか不確定だとかということを使い過ぎるのは、とてもミスリーディング。そのときの掛ける調整係数をどうするのかという発想をすべきだと思いますので、確実にないものは入れないという議論にならないように、今回の事務局の整理のように、合理的な整理が今後もなされることを期待しています。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。ほかの委員の方、ご発言をご希望の方はいらっしゃいますか。それじゃあ、送配電網協議会の平岩オブザーバー、どうぞご発言ください。

○平岩オブザーバー

送配電網協議会の平岩でございます。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○平岩オブザーバー

ありがとうございます。私からは、資料7について、2点申し上げます。

まず、最終保障供給原資の市場調達についてでございますが、今回、一般送配電事業者によるスポット市場からの最終保障供給の原資調達について、対象全コマの分析と、コスト増となった一部コマの要因について取りまとめいただき、ありがとうございます。

一送各社におきましては、引き続き、最終保障供給契約量の減少に向けた能動的な対応を実施するとともに、再エネ出力や需要の予測精度向上に努めてまいります。今回ご提案いただいたように、社会的コスト低減につながる取組として一送によるスポット市場からの

最終保障供給の原資調達を再開させていただきたいと考えております。

2点目は、今後の供給力確保の在り方についてでございます。論点3の容量市場外の供給力については、容量市場の調達量から一定量を控除する際の差分の傾向や程度についてどう考えるかとありますが、容量市場に不参加の電源で、供給力として維持されている電源には、例えば25ページの表にありますバイオマス混焼石炭のように、制度的な理由により容量市場に参加しないものの設備としては維持されるものなどもあると思いますので、発電リソースごとに維持される蓋然性を評価した上で控除することは合理的と考えます。

一方で、容量市場からの調達量の控除量によっては供給力が不足し、kW公募のように高需要期の直前に調達することで、結果として供給力確保のコストが高くなってしまう可能性もあると考えられます。そのため、供給力確保に要するコストを抑制しつつ、供給力が確保できるよう、容量市場外の供給力の分析・評価を丁寧に行った上で控除量を決定いただきたいと思います。

最後に、論点4の容量市場外の供給力と予備電源につきましては、控除量のリスクをカバーする予備電源の調達量でございますが、論点3と同様に、まずは容量市場外の供給力が維持される蓋然性などを分析・評価することが肝要と考えます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは次に、電気事業連合会、佐々木オブザーバー、どうぞ。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の佐々木です。

資料7の16ページ以降の、今後の供給力確保の在り方について、2点コメントをいたします。

1点目は、資料28ページの論点③についてとなります。2024年度の確認結果を踏まえ、発生蓋然性が一定程度あると考えられる容量市場外の供給力が示されていますが、2024年度の数値のみを根拠にこれらが2025年度以降も確実性を持って生じると現時点で判断することは難しいと考えています。容量市場外の供給力が生じた原因や背景について、個別に具体的に確認し、それが継続的に見込めるものなのかどうか、丁寧に分析・評価することが必要だと考えています。

2点目は、資料30ページについてのコメントであります。このページの論点と直接的には関係ないのですが、2ポイントにおいて、「調達量が一定量控除されることで約定価格が低下すれば、その効果は調達電源全体に及ぶ」とあるとおり、今回の見直しは、落札できなかった電源のみならず、約定価格の低下を介して調達電源全体に影響を与えることとなります。そのため、社会的コストの抑制の視点に加えて、過度な調達量の控除が容量市場における価格シグナルをゆがめ、電源の維持や投資にネガティブなメッセージになるおそれが

あるということとのバランスも考慮した議論をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

なかなか最後の論点のところは、あれですね。今、容量市場とそれ以外のところで、全体の発電容量というものをどういうふうに把握するかということで、よく分析してほしいという、そういうお話がありましたので、その辺がこの制度をつくっていく上で重要な点になるのかなと思います。ありがとうございました。

ほかにご発言はいかがでしょうか。

それでは、議題の4と5については以上ということになります。これについても、いろいろ有意義なご意見をいただきましたので、事務局は受け取っていただいて、さらに検討していただくということになると思います。

議事は全て終了ということになりますが、もう8時近くなりまして、遅くなりまして、長時間にわたり活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第61回電力・ガス基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。